

ワンポイント会計基準

vol.305 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び 企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指 針」等の公表について

2024 年 9 月 13 日に企業会計基準委員会より企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、本会計基準及び本適用指針）が公表されました。

今回は、本会計基準及び本適用指針において「リース」と識別される具体的な要件の 1 つである「特定された資産」について解説いたします。

「リース」と識別される具体的な要件

契約の締結時に、契約の当事者は、当該契約がリースを含むか否かを判断します。具体的には、契約内容が以下の（１）・（２）の両方を満たす場合、リースを含むと判断します。なお、リースの識別について、本公開草案からの変更はありません。

- （１） 特定された資産である
- （２） 資産の使用を支配する権利が顧客(借手)に移転している

（１） 特定された資産であるかの判断

契約において、下記 2 つの要素をいずれも満たす場合には、特定された資産であると判定されます。

- ア サプライヤー（貸手）が実質的な入替権を有していない（本適用指針案第 6 項）
- イ 当該資産が物理的に区分可能である（本適用指針案第 7 項）

（ア） 実質的な入替権を有しているか否かの判定基準

実質的な入替権を有しているか否かの判定基準は下記の 2 点であり、いずれも満たし

ている場合にはサプライヤー（貸手）が実質的な入替権を有しており、「特定された資産」に該当しないことになります。

a. サプライヤー（貸手）が使用期間全体を通じて当該資産を他の資産に代替する実質上の能力を有していること

b. サプライヤー（貸手）において、当該資産を他の資産に代替することからもたらされる経済的利益が、代替することから生じるコストを上回ると見込まれるため、当該資産を代替する権利の行使によりサプライヤーが経済的利益を享受することができること

つまり、サプライヤー（貸手）が資産を別のものに入れ替える能力があり、かつ、入れ替えることに関し経済的メリットがある場合に、サプライヤー（貸手）が実質的な入替権を有しており、「特定された資産」に該当しないことになります。

（イ）当該資産が物理的に区分可能か否かの判定基準

当該資産が物理的に区分可能か否かの判定基準は顧客（借手）が使用する資産が物理的に別個のものではなく、資産の稼働能力の一部分（稼働能力のほとんどすべてを使用する場合を除く）である場合には、顧客（借手）が使用する当該資産は物理的に別個のものではないことになり、「特定された資産」に該当しないこととなります。

なお、資産の稼働能力の一部分とは、例えば、本適用指針（設例）にあるように、貯蔵タンク容量 70%までガスを貯槽する権利のような物理的に別個にできないものです。

以上